

四日市市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第6号

四日市市介護保険条例の一部を改正する条例

四日市市介護保険条例（平成12年四日市市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>27, 348円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>37, 524円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>42, 294円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>55, 968円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>63, 600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>75, 048円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33, 360円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>41, 700円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>50, 040円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58, 380円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>66, 720円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>75, 060円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に</p>

規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 82,680円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 95,400円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)

規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 83,400円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 100,080円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)

に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 108, 120円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ((1))に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 120, 840円

ア 合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ((1))に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 133, 560円

ア 合計所得金額が620万円未満

に係る部分を除く。)、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 108, 420円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ((1))に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 116, 760円

ア 合計所得金額が820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ((1))に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

であり、かつ、前各号のいずれにも
該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課さ
れる保険料額についてこの号の区
分による額を適用されたならば保
護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ((1))
に係る部分を除く。)、次号イ、第
13号イ又は第14号イに該当す
る者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 14
6, 280円

ア 合計所得金額が720万円未満
であり、かつ、前各号のいずれにも
該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課さ
れる保険料額についてこの号の区
分による額を適用されたならば保
護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ((1))
に係る部分を除く。)、次号イ又は
第14号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 15
2, 640円

ア 合計所得金額が820万円未満
であり、かつ、前各号のいずれにも
該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課さ
れる保険料額についてこの号の区
分による額を適用されたならば保
護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ((1))

に係る部分を除く。)又は次号イに
該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 17
1,720円

ア 合計所得金額が1,000万円未
満であり、かつ、前各号のいずれに
も該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課さ
れる保険料額についてこの号の区
分による額を適用されたならば保
護を必要としない状態となるもの
(令第39条第1項第1号イ((1)
に係る部分を除く。)に該当する者
を除く。)

(15) 前各号のいずれにも該当しない者
184,440円

- 2 所得の少ない第一号被保険者について
の保険料の減額賦課に係る前項第1
号に該当する者の保険料率は、同号の規
定にかかわらず、16,536円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる
第一号被保険者についての保険料の減
額賦課に係る保険料率について準用す
る。この場合において、前項中16,5
36円とあるのは、24,804円と読
み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げ
る第一号被保険者についての保険料の
減額賦課に係る保険料率について準用
する。この場合において、第2項中16,
536円とあるのは、41,976円と
読み替えるものとする。

(11) 前各号のいずれにも該当しない者
133,440円

- 2 所得の少ない第一号被保険者について
の保険料の減額賦課に係る前項第1
号に該当する者の保険料率は、同号の規
定にかかわらず、20,016円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる
第一号被保険者についての保険料の減
額賦課に係る保険料率について準用す
る。この場合において、前項中20,0
16円とあるのは、25,020円と読
み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げ
る第一号被保険者についての保険料の
減額賦課に係る保険料率について準用
する。この場合において、第2項中20,
016円とあるのは、46,704円と
読み替えるものとする。

(賦課期日後に第一号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の取扱い)

第4条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ、第5号ロ又は第2条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで、又は第2条第6号から第14号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

4 (略)

(賦課期日後に第一号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の取扱い)

第4条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ、第5号ロ又は第2条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで、又は第2条第6号から第10号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和5年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

(健康福祉部介護保険課)